

講演会・セミナー等の日本肥満学会 認定基準

生活習慣病改善指導士用

1．開催形態

肥満に関連する生活習慣病改善のためのよりよい指導を行うための教育的、研修的なプログラム構成と内容であること。定期的で開催されていることを原則とする。

2．規約

講演会・セミナー等の規約が整っていること。

3．開催条件

講演会・セミナー等での講演・発表・討議などの実質的な開催時間が合計3時間以上であること。日本肥満学会生活習慣病改善指導士あるいは生活習慣病改善指導士資格取得予定者の参加が原則として5名以上であること。単回の講演会・セミナー等については単位付与は原則行わない。

4．認定申請方法

学会 HP に掲載の申請用紙をダウンロードして記載の上、講演会・セミナー等の規約、発表プログラム演題内容と評議員の推薦書（書式自由）を添えて、開催日の2ヶ月前までに日本肥満学会生活習慣病改善指導士認定委員会委員長に申請すること。

5．審議方法

生活習慣病改善指導士認定委員会は申請された書類を検討し、必要ならば各講演会・セミナー等の代表者に質問・調査し、日本肥満学会が認定するのに相応しいか否かを審議する。

6．認定方法・認定期間

審議の結果、日本肥満学会が認定するのに相応しいと判定した際には、認定候補として日本肥満学会理事会に推薦し、理事会の承認を得る。認定期間は5年間とする。

7．認定単位

承認された際には、一開催につき2～3単位（単位数は認定委員会で決定）を認めることとする。